

豊川市監査公表第11号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成28年11月14日

豊川市監査委員

同

同

鈴木 不二夫

上 澤 勉

松 下 広 和

## 別紙

### 定例監査の結果に関する報告

#### 1 監査の対象部署

企画部人事課

#### 2 監査の範囲

平成27年4月1日～平成28年9月26日

#### 3 監査の実施期間

平成28年8月8日～平成28年9月26日

#### 4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

##### (1) 重点項目

- ア 随意契約に関する事務について
- イ 補助金・交付金に関する事務について
- ウ 公金の取扱事務について

##### (2) 一般項目

- ア 契約に関する事務について
- イ 財産の管理に関する事務について
- ウ 庶務その他事務について

#### 5 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

##### (1) 総括

監査の項目については、一部に検討、改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

##### (2) 指摘事項

###### ア 検討事項

職員健康診断委託の契約方法については、1社見積による随意契約となっているが、競争原理を採り入れた契約の実施について検討されたい。

イ 改善事項

職員互助会交付金について、豊川市補助金等に関する規則に基づく事務である交付申請、交付決定、額の確定の事務処理がされていないため改善されたい。

また、交付金の交付対象及び交付率等を交付要綱等で明確にされたい。